

法学とリーダーシップ

各国のリーダーに法学部出身が多いのはなぜか？



名古屋大学・明治学院大学 名誉教授
加賀山 茂

<http://cyberlawschool.jp/kagayama/>

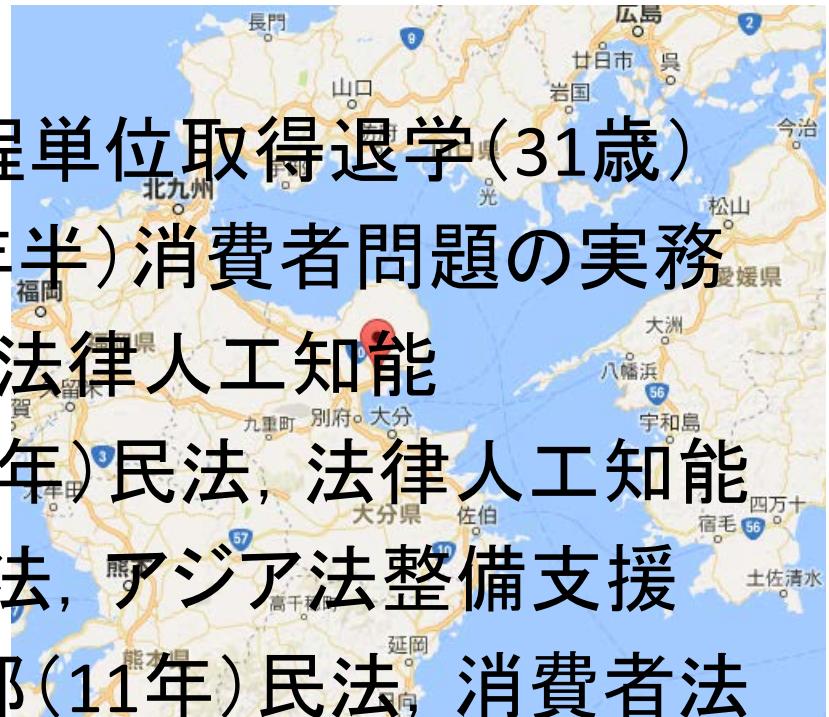
目次

- [加賀山茂の自己紹介](#)
- [所属する学部等の「売り」は何か？](#)
 - [法の必要性と機能](#)
 - [テミスの像とその能力](#)
 - [法律の優れた特色](#)
- [明確な目標が何よりも大切](#)
 - [法学部生の学習到達目標\(IRAC\), 解釈方法](#)
 - [議論の方法\(トゥールミニン図式\)](#)
 - [法学部教育の失敗の原因, 改革のヒント](#)
- [法学部教育改革の概要](#)
 - [講義方式から寺子屋方式へ](#)
 - [2012年 中教審答申\(質的転換答申\)](#)
- [結論と今後の展望](#)
- [参考資料](#)
 - [大学教授の仕事は何か？](#)
 - [法学部授業の改革例](#)
 - [反転授業用の教材作成\(1\)](#)
 - [反転授業用の教材作成\(2\)](#)
 - [レポートの添削と返却](#)
 - [厳格な成績評価の方法](#)
 - [参考文献](#)
- [復習\(レポート\)課題](#)
 1. [あなたの所属する学部の売りは何か？](#)
 2. [あなたのすべきことは何か\(未来, 現在\)？](#)
 3. [法律家の思考方法IRAC, トゥールミニン図式とは？](#)



加賀山 茂の自己紹介・経歴

- 1948年 愛媛県宇和島生まれ(現在69歳)
- 1979年 大阪大学法学部, 大学院博士課程単位取得退学(31歳)
- 1979年 国民生活センター研究部職員(4年半)消費者問題の実務
- 1984年 大阪大学教養部講師(3年)民法, 法律人工知能
- 1987年 大阪大学法学部助教授, 教授(10年)民法, 法律人工知能
- 1997年 名古屋大学法学部教授(10年)民法, アジア法整備支援
- 2005年 明治学院大学法科大学院, 法学部(11年)民法, 消費者法
- 2015年 明治学院大学「法と経営学研究科」委員長(2年)退職



法学部卒業生の「売り」は何か？

— 法学部卒には世界各国のリーダーが多い —

- [講師] 法学部への入学おめでとう。さて、皆さん、3～4年の学習を終えて、就職面談に臨んだときのことを想定してみましょう。
- [講師] 就職の面接担当者に、「他の志願者とは異なる、君の売りは何ですか？」と聞かれたとしよう。皆さんは、法学部で学んだ何をもって、自分の売りにすることができますか？
- [学生] ...。
- [講師] 皆さんは、何のために、この学部に入学し、この教室で何を修得しようとしているのですか。皆さんの学習の最終目標は何ですか。
- [学生] ...。
- [講師] 皆さんは、何を求めて、この教室に来ているのですか。



法学部の売り(その1)

法の必要性と機能

- 人間は社会的動物。平和の維持には法が必要
 - 人間は、生まれたまま放置されれば、すぐに死ぬ。家族等の社会集団を形成することによってのみ、生き残ることができる。
 - 社会集団が平和を維持するためには、暴力や理不尽な行為を制御するルールが必要。
 - 法は、社会集団のルールを国家、または、国家間の条約の単位でまとめたもの。



法学部の売り(その2) テミスの能力が法学部生の「売り」となる

1. 目隠し:公平・公正、言い分に耳を傾ける

- 紛争当事者に対する偏見がなく、あらゆる判断においてフェアであることが必要。フェアでない人の判断は、説得力がなく、信用もされない
- 当事者が提出する書面ではなく、当事者が述べる言い分をよく聞く。

2. 天秤:法に照らし、どちらの言い分が合理的か判断する

- 当事者の言い分を聞き、どちらの言い分が法に基づいて合理的かを天秤の傾きによって示す。これが、法律専門家の一番重要な能力。

3. 剣:裁判所の判断には強制力がある

- 道徳とは異なり、法には、強制力がある。これによって、暴力と理不尽な行為から弱者を保護することが可能となる。



法学部の売り(その3)

他者への貢献

- 著作権法第13条(権利の目的とならない著作物)
 - 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章(著作者の権利)の規定による権利の目的となることができない。
 - 一 憲法その他の法令
 - 二 国、地方公共団体…が発する…もの
 - 三 裁判所の判決…
 - 四 前三号…編集物で、国…が作成するもの

Do for others

- 民法697条(事務管理)
 - ①義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。
 - ②管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

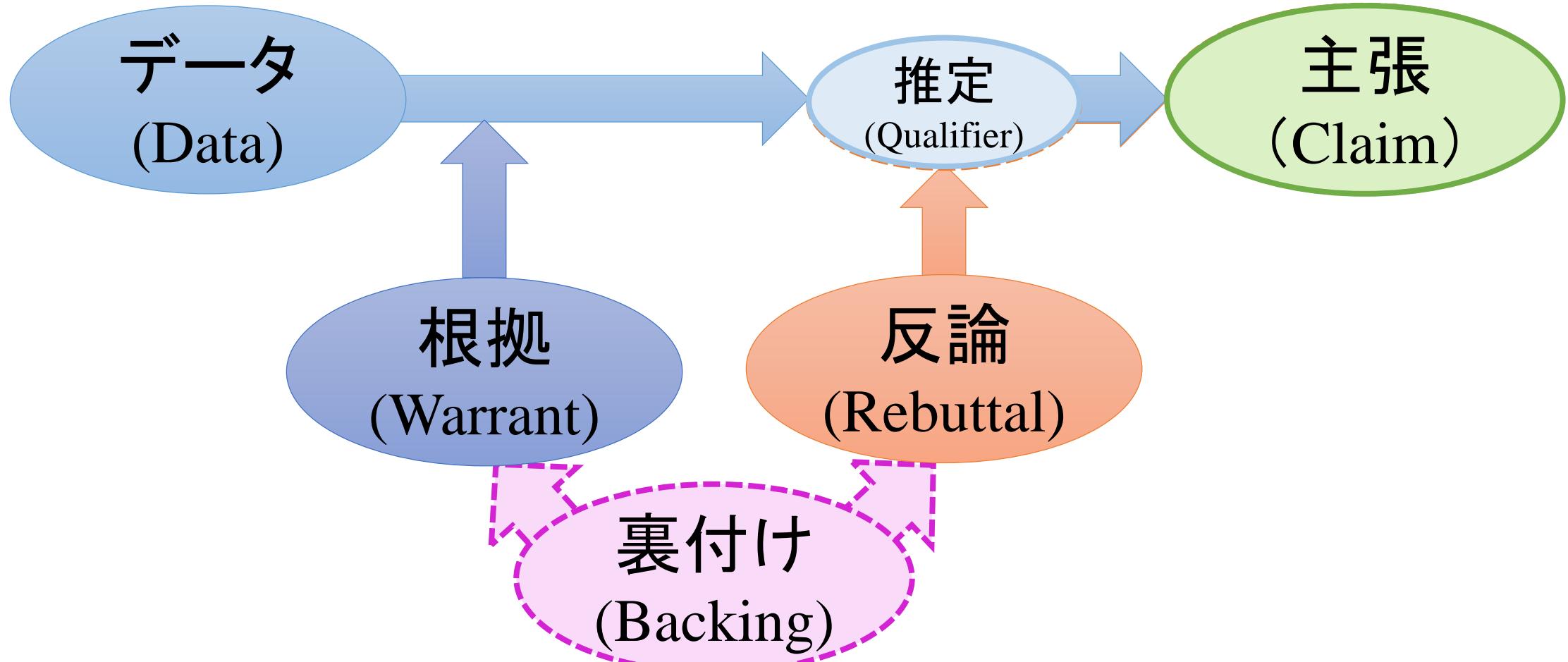


法律家の思考方法に学ぶ アイラック(IRAC)で考え・書く

IRAC(アイラック)で考え、論証する		
法的分析能力	Issue	論点・事実の発見
	Rules	ルールの発見
	A Application	ルールの適用
	Argument	原告・被告の議論
法的議論の能力	Conclusion	具体的な結論

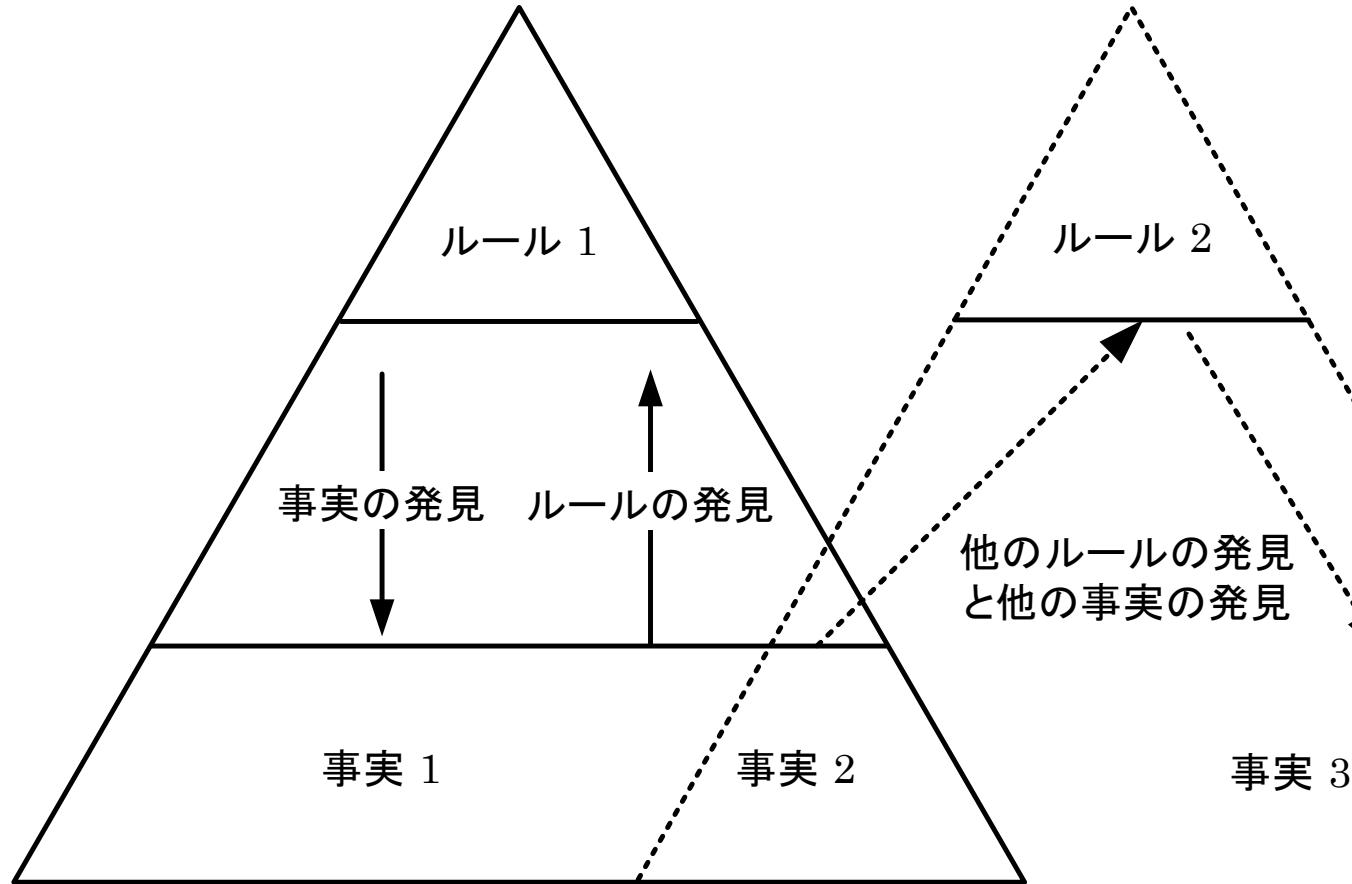


議論の方法(トゥールミニン図式を使う)



法学部生の学習到達目標

すべての問題をアイラック(IRAC)で考える



■ トップダウン式推論

- ルールの眼鏡をかけてこそ、無限の事実の中から、重要な事実を発見できる(Rule→Issue)。

■ ボトムアップ式推論

- 発見した事実(Issue)に適用できるルール(Rule)は一つとは限らない(Argument)。
- ルールを見逃すと、妥当な結論(Conclusion)を見いだせない。



法解釈の方法をマスターする

条文に拘束されるが、解釈の余地がある（憲法76条3項）

■「車馬通行止め」で理解する法解釈の方法

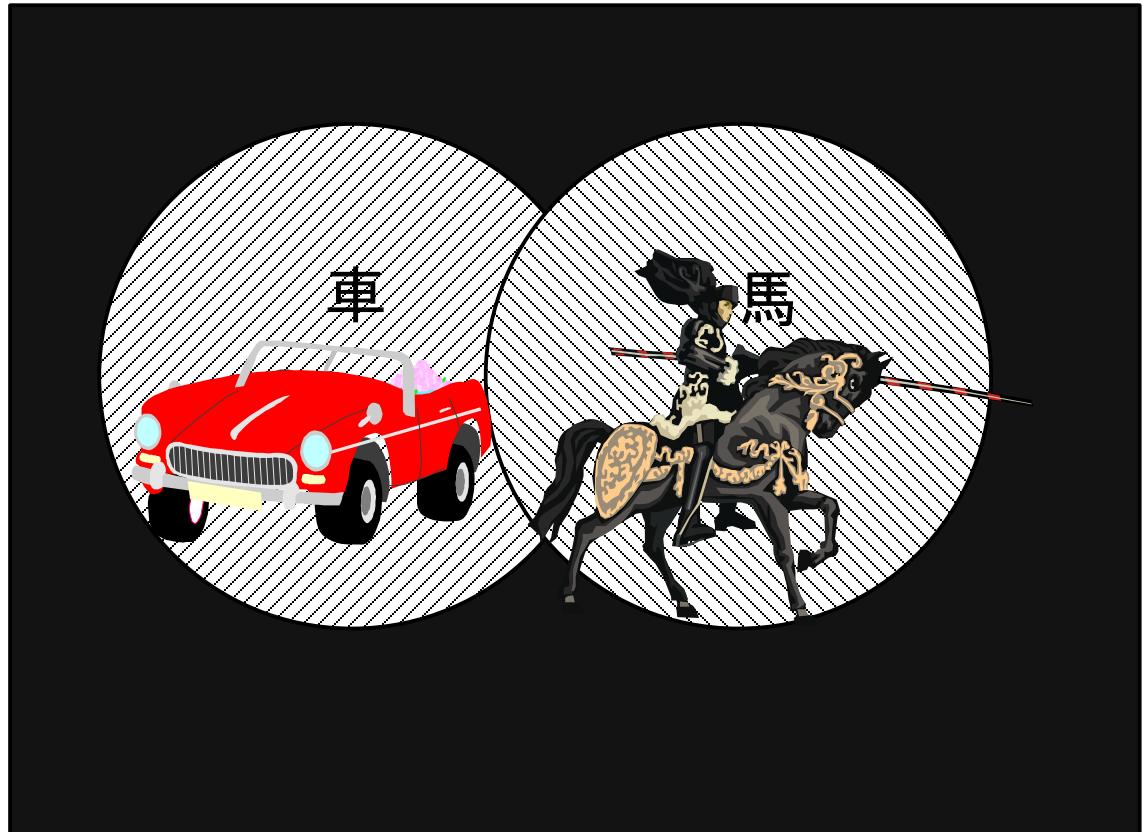
- 文理解釈（結論肯定）…車または馬ならば、通行止め
- 拡大解釈（結論肯定）…車馬ではないが、○○も、通行止め
- 縮小解釈（結論否定）…車馬だけど、○○なので、通行許可
- 反対解釈（結論否定）…車馬でない○○ならば、通行許可
- 類推解釈（結論肯定）…車馬ではないが、○○なら、通行止め
- 例文解釈（結論否定）…車馬だけど、○○ならば、通行許可



解釈方法論: アイラック(IRAC)(1/7)

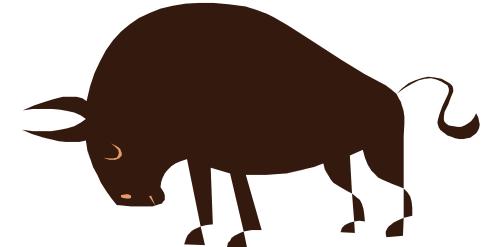
公園の入口に「車馬通行止め」

- I: 馬に乗った人が通りかかった。公園に入れるだろうか？
- R: 車馬通行止め
- A: 文理解釈
- C: 通ることができない

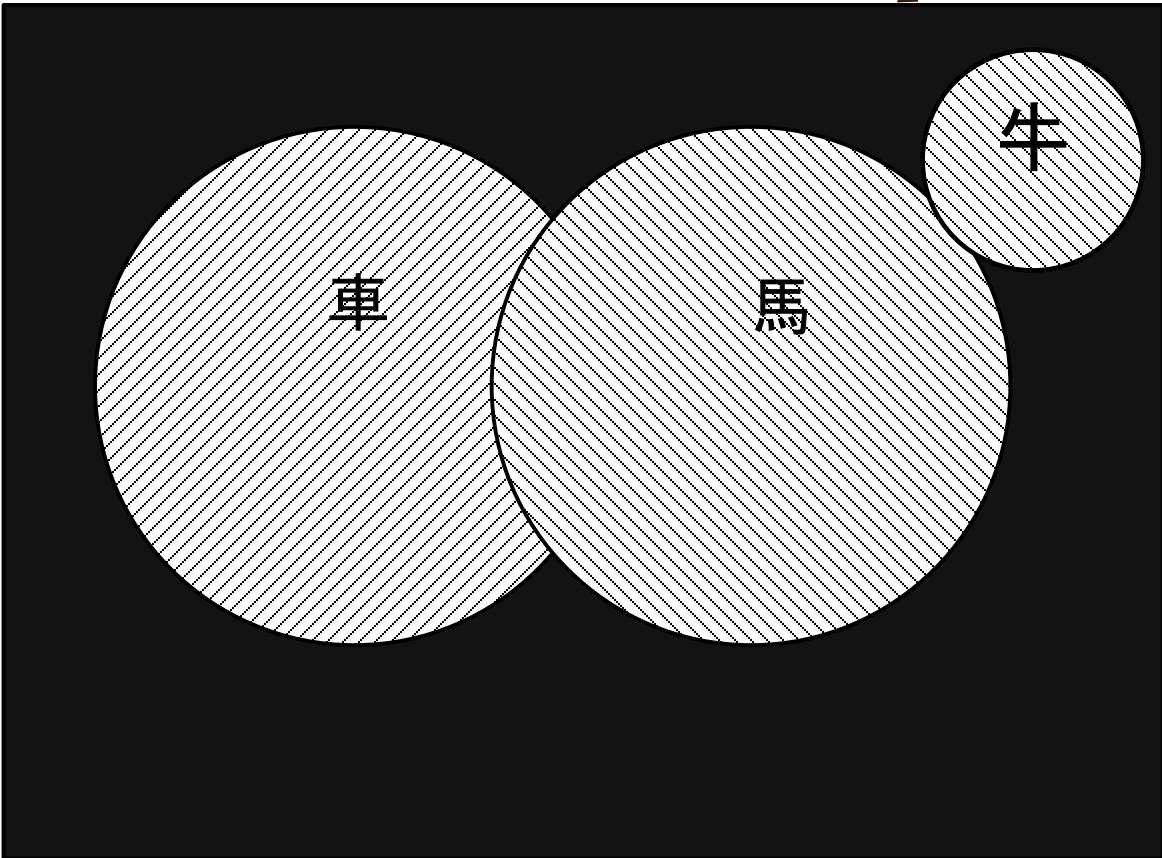


解釈方法論(2/7)

公園に「車馬通行止め」

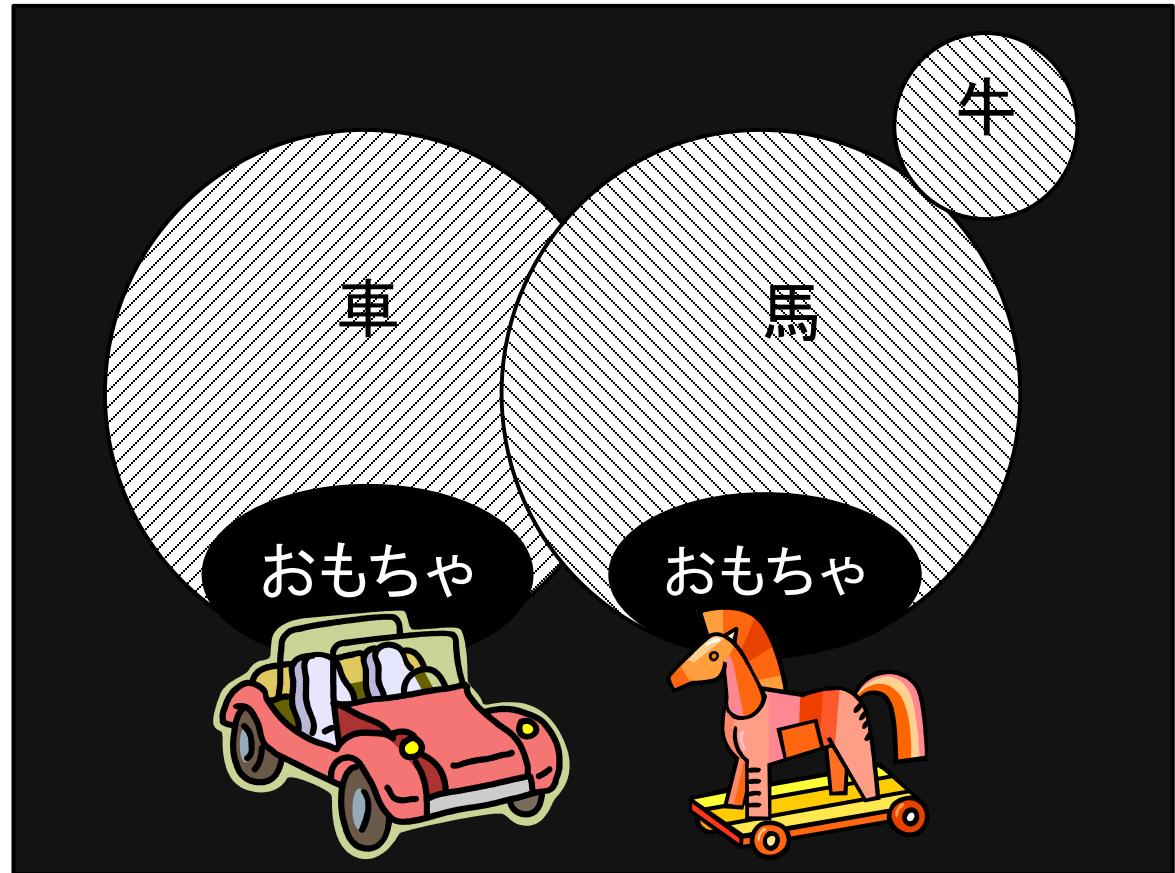


- I: 生を連れた人
が通りかかった。
公園に入れるだ
ろうか？
- R: 車馬通行止め
- A: 拡大解釈
- C: 通ることがで
きない



解釈方法論: アイラック(IRAC)(3/7) 公園に「車馬通行止め」

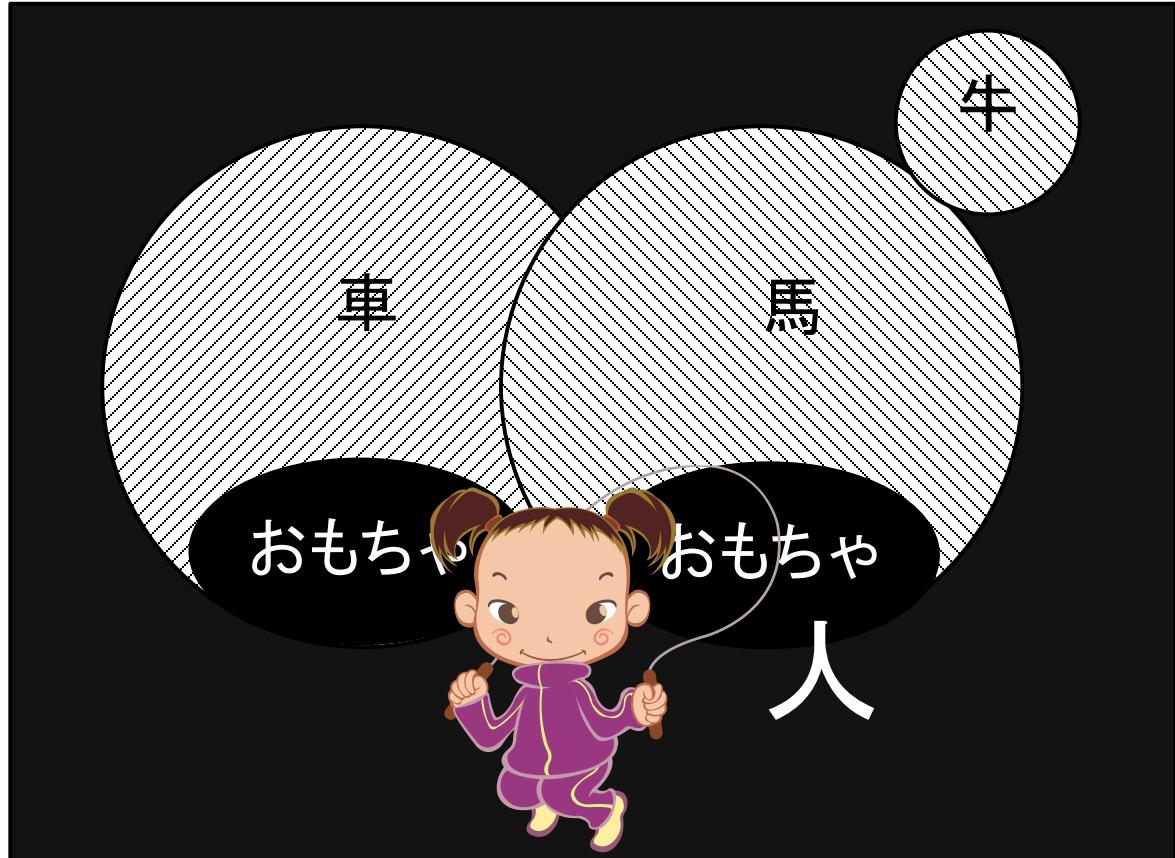
- I: 小さい木馬を引いた子どもが通りかかった。公園に入れるだろうか？
- R: 車馬通行止め
- A: 縮小解釈
- C: 通ることができる



解釈方法論: アイラック(IRAC)(4/7) 公園に「車馬通行止め」

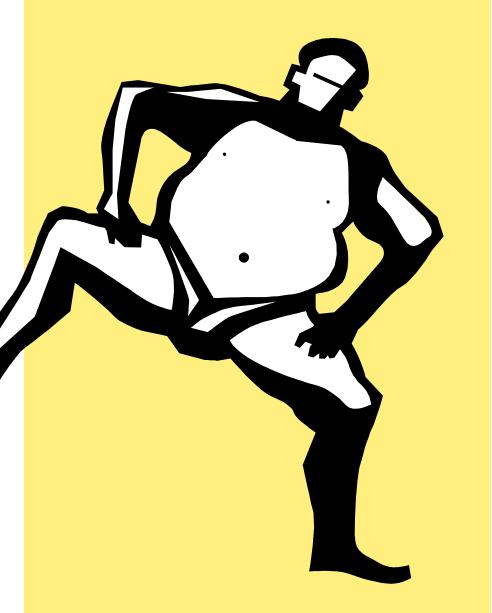
- I: 人が通りかかった。公園に入れるだろうか？
- R: 車馬通行止め
- A: 反対解釈
- C: 通ることができ
- る

法解釈は、集合論だ！



解釈方法論(5/7) : アイラック(IRAC) つり橋に「車馬通行止め」

- I: 相撲取り(200kg)が通りかかった。つり橋を通れるだろうか?
 - つり橋は100kg以上の重さには耐えられない
- R: 車馬通行止め ...
- A: 類推解釈
 - 趣旨に遡る→リスクを回避する
- C: 通ることができない



従来の法学教育はなぜ失敗してきたのか

教育の順序の誤り

- 教育目標を、第1に、専門的な法知識の習得、第2に、批判的な思考、第3に、創造的な思考力の育成としてきた。
- 第1の目標を到達する前の段階で時間切れ。事実に即して法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する時間は、皆無であった。

分野横断的教育能力の欠如

- 事実からスタートして、それに適用すべき条文を探索すると、教員の専門外の条文が探索されることが多い。この場合、教員は、その条文やそれに関する学説・判例に関する専門知識を持ち合わせていない。
- このため、具体的な事実からスタートする総合的な教育は、教員から拒絶されてきた。



大学教育の改革のヒント

■ NHKの病名推理番組:ドクターG (ジェネラル)

- 患者の病状から、病名を解明し、診療方法を確定するまでのプロセスを見せる。
- 研修医の最初の見立ては、全て外れ。
- 総合診療医のアドバイスを受けながら、可能性のある病名を全てチェックし、除外すべきものを除外して、正解にたどり着く。



■ この番組から、大学教育の改善にヒントを得ることができる。

- 教員が、具体的な事例を先に用意する。
- 学生の一つのグループは、その事例に適用されるべき、法原理と法ルールを探索し、意見を述べる。
- 他のグループの学生は、結論が異なる法原理・法ルールを探索する。
- 両グループで、解決策を巡って、議論を行う。
- 最終的に、両者が納得できる解決策と、ルールの改善を提言する。

大学教育の改革の方法の概要

トップダウン式推論

- 条文の意味や判例紹介は、講義で教える必要はない。
- 教員が事前にビデオ教材を作成して、予習させることが可能。
- ビデオ教材で学習した学生に対して、条文の裏にある法原理や法の体系を折に触れて説明する方が、理解が深まる。

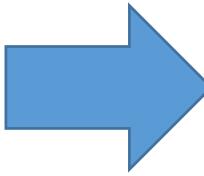
ボトムアップ式の推論

- 学生にとって難解な事例を与えて、グループで検討させ、その結果を発表させることが、最も効率的な学習を生み出す。
- 教員は、グループの発表について、誤りの指摘と改善のためのアドバイスを与える役割に徹するのがよい。

講義方式から寺子屋方式へ



法科大学院での民法の講義(2013年)



歴史を遡る



渡辺崑山画「寺子屋図」田原市博物館蔵
(文政元年(1818年))

2012年中教審答申(質的転換答申)

- 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～
 - 「質的転換答申」(2012)において、大学がわが国にとって必要な人材を養成するためには、
 - 従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、
 - 教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、
 - 学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)への転換が必要である



結論と今後の展望

結論

- 3ポリシーの実現の必須アイテム
 - 寺子屋方式の再評価
 - 画一的大人数教育から学習者の個性に合わせた少人数教育へ
 - システム(コーチング)
 - 知識の伝達から学習者のためのコーチングシステムへ
 - 学習目標とカリキュラムの連動
 - トップダウンからボトムアップ方式へ

今後の展望

- 反転学習の普及
 - ビデオ教材の制作の容易化
 - グループ学習の効率化
 - グループ学習用の教室の確保
- 学生と教職員の自立支援
 - 不正に手を貸すことを依頼されたら辞職できる力を育てる。
 - 教職員も、辞表を胸ポケットに入れて、仕事に励むことができる。



大学教授の仕事・評価基準は何か？

杉原厚吉『大学教授という仕事』水曜社(2010)

1. 誰にも真似のできない先進的な論文の継続的な執筆と公表を行う。
2. 後継者の育成、特に、大学院生を指導し、優秀な学生に博士号を授与する。
3. 外部資金を獲得し、研究・教育環境を改善する。



法学部の授業改革の具体例

- リアクションペーパーの配布と前回の復習(20分)
 - 講義後に回収し、次回の講義で取り上げ、コメントする。
- 予習を前提にした通常の講義(30分)
 - 全体像の概観、間違いやすい箇所の説明、具体的な例の紹介にとどめる。
- 事例に関する学生のプレゼンテーション(30分)
 - 試験の予想問題を学生に解かせて、報告させる。
- リアクションペーパーの記入と回収(10分)

明治学院大学

年 月 日	曜 時間	学籍 番号	氏名

明治学院大学

講義を受りて就職に向けて自分が法学部で何をやるにかかるか分りました。事件が起きて、その時どんな法律が適用され、一体どんな結論が導かれるのかを考えるという思考のトレーニングが、大学での学び以外で社会で役立つた、ということです。

2015年 4月 12日	火曜 3時限	学籍 番号	氏名

反転授業のための教材作成(その1)

Firefox の画面を表示しています。

アドレスバー: cyberlawschool.jp/kagayama/index.html

ページタイトル: 仮想法科大学院

ページ本文:

仮想法科大学院

<http://cyberlawschool.jp/kagayama/>

2007年9月3日開設

更新:2016年12月18日 /HP更新履歴

来年3月9日(木)に明治学院大学で開催する最終講義のスケジュールがほぼ決まりました。

あなたは、第 0000007299 人目の閲覧者です。

このサイト<http://cyberlawschool.jp/kagayama/>の作成者は、加賀山 茂です。
従来の私のホームページには、目次がなかったため、左の欄に目次を付けて読みやすくしています。
このサイトの内容(リンク集を除く)について、私は複製権などの著作者財産権を放棄しています(Copyleft)。
法律にも判決にも、著作権はありません(著作権法第13条)。誰でも自由に利用できる私たちの公共財です。
公共財に依拠して作成した私の論文も、誰でも自由に利用できるようにパブリック・ドメインに置いています。



反転授業のための教材作成(その2)

加賀山常用り... 仮想... 日本民法典研... 受信トレイ... Google 力... OCN > +

cyberlawschool.jp/kagayama/index.html 検索 よく見るページ KindleHighlight KindleHighlight(With... 仮想法科大学院(加... Firefox を使いこなそう OCNメール: cre-sara

[Top] 債権総論1 講義日程

作成:2015年9月22日
更新:2015年9月13日
明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

2015年度 債権総論1(債権の目的, 効力, 多数当事者の債権及び債務) 講義日程

No.	月	日	講義タイトル	ビデオ	プレゼンPowerPoint	書込み用PDF
1	04	07	オリエンテーション(建学の精神, 教育理念, 法律家の思考方法)	Video01	PowerPoint01	PDF01
2	04	14	民法の体系(民法の体系, 民法条文の適用頻度ペースト30)	Video02	PowerPoint02	PDF02
3	04	21	債務の目的(債務の目的と債権の目的物, レポート課題の紹介)	Video03	PowerPoint03	PDF03
4	04	28	債務の種類1(特定物債権と種類債権, 魚網用タール事件)	Video04	PowerPoint04	PDF04
5	05	05	債務の種類(金銭債権, マネーの正体)	Video05	PowerPoint05	PDF05
6	05	12	債務の種類3(選択債務, 手段の債務と結果債務)	Video06	PowerPoint06	PDF06
7	05	19	債務不履行1(債務不履行の要件と効果, 損害賠償の範囲)	Video07	PowerPoint07	PDF07
8	05	26	債務不履行2(賠償額の予定, 契約自由, 消費者契約法9条, 10条)	Video08	PowerPoint08	PDF08
9	06	02	債権者代位権(債権者代位権の要件と効果, 直接訴権)レポート提出期限	Video09	PowerPoint09	PDF09
10	06	09	詐害行為取消権(詐害行為取消権の性質, 要件と効果)	Video10	PowerPoint10	PDF10
11	04	16	連帯債務1(連帯債務の性質と相互保証理論)	Video11	PowerPoint11	PDF11
12	06	23	連帯債務2(連帯債務における絶対的効力の解明)	Video12	PowerPoint12	PDF12
13	06	30	連帯債務の復習, 小テスト問題	-	-	midterm exam
14	07	07	保証(保証の性質と求償権, 保証人の保護), レポートの返却・講評	Video13	PowerPoint13-14	PDF13-14
15	07	14	講義のまとめ, 改正の動向, 定期試験仮想問題	-	PowerPoint1 All	PDF1 All
試験	07	28	定期試験	-	-	Q, Q&A

I.自己紹介
II.トピックス
1.開催予定
■ 退職・最終講義, 総親会(2017年3月9日(木))
2.最近1~3年のもの
A.質疑応答ができる会員制の新しいHPを開設(2016)
B.すべての講義科目についてビデオ教材の作成を完了(2016)
C.民法(債権関係)改正批判(2015)
D.反転授業用ビデオ教材の簡易な制作方法(2015)
E.「法と経営学」研究科の創設(2014)
3.それ以前のもの
A.還暦記念論文集(2013)の発刊
B.私法学会ワークショップ(2011)での「担保法革命」の提唱
C.法整備支援, 臨床教育の現地調査(1998~2011)
III.講義資料
1.「法と経営学」研究科
A.新入生歓迎行事
B.担当科目・教材
2.明治学院大学法学部
A. Do for others
B. 債権総論1
■ 2015年度
■ 2016年度
C. 債権総論2
■ 2015年度
■ 2016年度
D. 2年次演習
■ 2015年度
■ 2016年度



レポート課題の添削と返却

■ レポートを書くことの意味

- レポートは、法律文書を作成するコツをつかむための大切な作業である。
- 書き方のコツは、IRAC(Issue, Rule, Application/Argument, Conclusion)で書くことであることを説明しているが、実際に書いてみると、なかなかうまくいかない。

■ レポートの添削と返却の必要性

- したがって、学生のリポートは、単に受け取るだけでなく、細かく添削をし、最後に励ましの言葉をかけて、返却することが重要である。

1年生で学習した契約法を思い出しましょう。Aが甲にお金を貸したとします（消費貸借）。この場合、お金の所有権は、借主である甲に移転します。また、Aが甲銀行にお金を預けたとします（消費預託）。この場合、お金の所有権は、受取者（銀行）に移転します。預金は、預金「権利」が銀行に帰属するのです。この点については、主張説、客觀説、折衷説の争いがあります。

3. 関連判例及び学説

・平成14年3月28日 平当利得返還請求権事件
平成17年3月17日 名古屋高等裁判所・名古屋地方裁判所
・平成24年4月15日 減額納金追付請求事件
平成25年1月26日 東京地方裁判所・相続
⇒どちらも、酒酔の込みによって生じた事案である。

酒酔の込みに関する学説は現在、1項既訴の成立を認める学説と占有離脱物権預託の成立を認める学説とが激しく対立している。
自分のものだとえたことがわかる、とてもよいレポートです。
しかし、預金権ではなく、預金という「お金」自体に着目したことは、債権論からはずれてしまっております。残念です。

4. 本案件に対する自論

預金権
本案件において、争点となるのはやはり酒酔の込みをされた銀行は誰の所有物であるかという点ではないだろうか。
従前の考え方においては、原審判決にもあるように、取り込みは、依頼人と受取人との間に何らかの法律事実(もしくは事実)があるときに発生するべきである。であるから、なんの法律事実も存在しない(無因性)場合には、受取人に預け込まれた預金は、当然に依頼人のものとされるべきではないだろうか。依頼人の預託のためにも原因關係というものは非常に重要な存在となると考えられる。だがしかし、今回の事案には何ら關係のない第三者による酒酔の込みがあったからが原因としてしまった。法において、なんらかの法的保護されるべきとなっている。二つ大きな問題となる。
私は今回の事案においては、預銀行に預けられたお金は最終的には、Cの債権者のものにすべきであると考えている。先にも述べたが法において、無差別の第三者は保護されないとだと考えられる。
今回の事例において、Cの債権者は、Cの債権者たる立場からして預金の取り込み金が、預銀行の預金であつたと想定することは到底不可能であり、Cの債権者は、Cの債権者たる立場からして預金であつたと想定できる。このことから、Cの債権者は無道失礼であったところが仕事だ、ということはつまり、法律上では、Cの債権者は十分に保護されるべきである。
さらに、上記、預銀行預託預金規定において、銀行は多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するための命令に応じて預金の預入や出金等の操作を行なう場合に、その銀行が資金移動の原因となる法律関係の存否等を閲覧することこれを実行する仕組みがとられている。ところから、Xが預銀行預託預金をしてしまったお金はCの物であると言える。
以上の考え方の、私も今は、新潟県の判決と同じく、XがCの債権者のものに預けられると想定することは出来ず、XがCに対して、不當利得返還請求権を有するにすぎないと考える。

銀行である「お金」の問題だと考えると、民法192条の善意取得によって、判断されます。しかし、本件の場合、占有改定による善意取得がないので、民法192条は適用されないとするの中、判例が一致した考え方です。すなわち、Cは、お金を善意取得できません。

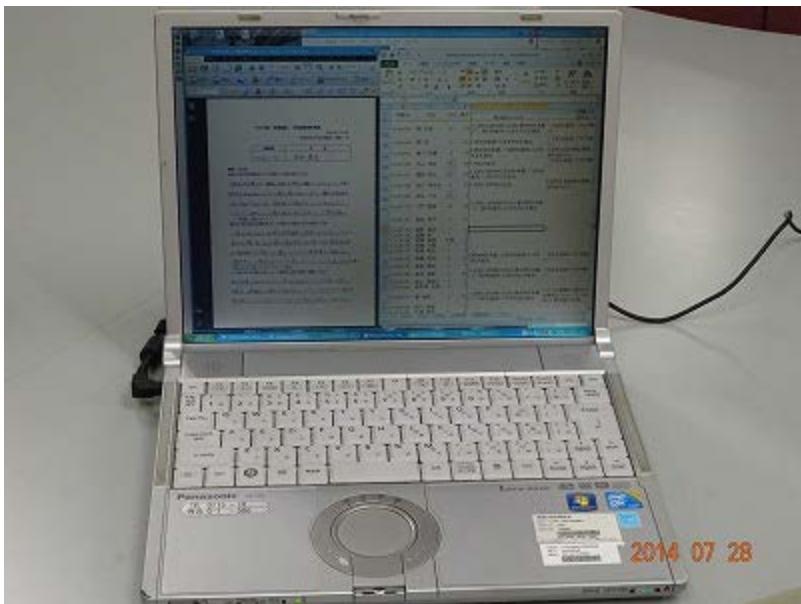
<http://www.ccces.go.jp/seijo/case/law/case01.html> 判例・裁判例情報

http://www.seijo-law.jp/pdf_slr/SLR-079-222.pdf 振って預け込まれた預金の払い戻しと財産返还

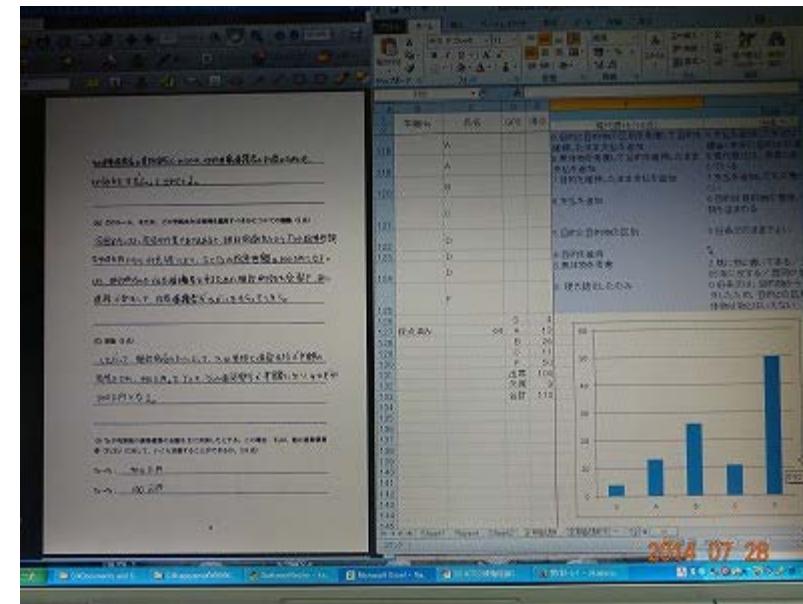
預金の(預託の)権利から、預金が他のものであるとの結論を導くことはできませんでした(預金の所有権は、常に銀行にあります)。他の考え方(預金権の帰属の觀点)から、結論を得にくくようと考えてみましょう。



パソコンでの採点作業



パソコンの左画面が学生の答案。
右画面が、Excelの採点画面



答案の採点をするたびに、成績分布グラフが
変化するので楽しみながら、採点ができる。

参考文献

■ 大学教職員の使命

- 杉原厚吉『大学教授という仕事』水曜社
(2010)

■ アクティブラーニング

- 2012年中教審答申(質的転換答申)
- 清水亮=橋本勝『学生と楽しむ大学教育－大学の学びを本物にするFDを求めて』ナカニシヤ出版(2013/12/10)
- 清水亮他『学生と伸びる大学教育－新たな世界を切り拓く大学へー』ナカニシヤ出版(2017年出版予定)

■ 反転授業

- 芝池宗克=中西洋介『反転授業が変える教育の未来－生徒の主体性を引き出す授業への取り組み』明石書店
(2014/12/18)教育・学習方法論

■ 教育改革(授業を変える)

- 米国学術研究推進会議(ジョン・ブランスワード=アン・ブラウン=ロドニー・クッキング)編著(森敏明=秋田喜代美監訳)
『授業を変える－認知心理学のさらなる挑戦』(How People Learn)北大路書房
(2002)



法学部におけるヒポクラテスの誓い(案)

■ 第1条(建学の精神と職業倫理)

- 私は、法学部の教員として、“Do for others”の精神を尊重し、この職業倫理規定、および、学則に従って、職務を誠実に遂行することを誓います。

■ 第2条(教育・研究の責務)

- 私は、社会の平和と人々の幸福を実現するため、弱者救済、個人の尊厳の視点から教育・研究を行ない、コンスタントに先進的な学術論文を公表し、FD会議で報告することを誓います。

■ 第3条(組織のマネジメント)

- 私は、恩師たちに対して尊敬と感謝の念を捧げるとともに、同僚たちを兄弟姉妹とみなし、教員と職員とが協力し合い、互いに生き生きと働くことのできる組織環境を維持・発展させることを誓います。

■ 第4条(法教育と入学者の確保)

- 私は、高等学校での法教育の実践、および、国内・国外を問わず、他大学の学生との交流の発展に努め、優秀な人材を入学させるために尽力すること、並びに、その実践記録をFD会議で報告することを誓います。

■ 第5条(後継者の養成と輩出)

- 私は、独立研究能力を有する学問と教育の後継者を養成して、社会に輩出するよう努力することを誓います。

■ 第6条(学生の人格の尊重と社会貢献)

- 私は、職務の遂行に当たっては、常に、学生の人格と知的水準を向上させることを第一に考慮し、一方で、学生の個別の対応においては、差別と偏見を排して、秘密を厳守するとともに、他方で、教育方法、講義内容は、すべて、社会に公表し、社会に貢献することを誓います。

■ 第7条(この規定の遵守違反の責任)

- 私は、5年ごとに第2条、および、その他の誓いを実現しているかどうかについて、職務上の地位を考慮して総合的に検討し、もしも、2度にわたってこの規定を遵守していないことを自覚したときは、直ちに学部長に辞表を提出することを誓います。

